

大分県報

平成二十九年
号外（七十二）
七月三日

（月曜日）

目次

規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部改正……………一
大分県会計規則の一部改正……………二

規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年七月三日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第五十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成二十八年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十七条」に改める。

第十二条中「（一）」の下に、「当該措置入院者の扶養義務者」を加える。

第十五条第一号中「同法第二条第二号の公営住宅の入居者又は同居者（以下「公営住宅入居者等」という。）」を「当該決定に係る同法第二条第二号の公営住宅（以下この条において「公営住宅」という。）の入居者又はその同居者」に改め、同条第二号中「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に、「第二十九条第八項」を「第二十九条第九項」に、「公営住宅入居者等」を「当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者」に改め、「外国人保護

平成二十九年七月三日

大分県報号外（規則）

一

実施関係情報」の下に「又は外国人就労自立給付金支給関係情報」を加え、同条第三号中「第二十九条第八項」を「第二十九条第九項」に、「前号に掲げる情報」を「当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イ及びロに掲げる情報並びに外国人保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報」に改め、同条第四号中「同項の入居の」を「当該」に改め、「外国人保護実施関係情報」の下に「又は外国人就労自立給付金支給関係情報」を加え、同条第五号中「第二号に掲げる情報」を「当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イ及びロに掲げる情報並びに外国人保護実施関係情報」に改め、「同居させようとする者に係る第一号イ及びロに掲げる情報並びに外国人保護実施関係情報」の下に「又は外国人就労自立給付金支給関係情報」を加え、同条第六号中「第二号に掲げる情報」を「当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イ及びロに掲げる情報並びに外国人保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報」に改め、同条第七号中「公営住宅入居者等」を「当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者」に改め、同条第八号中「第二十九条第七項」を「第二十九条第八項」に、「第二号に掲げる情報」を「当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イ及びロに掲げる情報並びに外国人保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報」に改め、同条第九号中「第七号」を「当該あつせん等に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イ及びロ」に改め、同条第十号中「第二号に掲げる情報」を「当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イ及びロに掲げる情報並びに外国人保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報」に改め、同条第十一号中「公営住宅入居者等」を「当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者」に改め、「外国人保護実施関係情報」の下に「又は外国人就労自立給付金支給関係情報」を加える。

第十九条第六号中「から第三項までの徴収金の徴収」を「及び第二項の徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項の徴収金の徴収を含む。以下同じ。）」に改める。

第三十一条第六号中「から第三項まで」を「及び第二項」に改める。

第三十四条の二中「別表第四の五の二の項」を「別表第四の五の三の項」に改め、同条を第三十四条の三とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

第三十四条の二 条例別表第四の五の二の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、同法第二条第一項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

一 生活保護実施関係情報

二 外国人保護実施関係情報

本則に次の一条を加える。

第三十七条 条例別表第四の八の項の規則で定める事務は、条例特別支援教育就学奨励費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、大分県が設置する特別支援学校及び中学校に在学する児童又は生徒の保護者等（特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等をいう。）又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

- 一 生活保護実施関係情報
- 二 外国人保護実施関係情報

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十五条第二号の改正規定（「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に、「第二十九条第八項」を「第二十九条第九項」に改める部分に限る。）、第十五条第三号の改正規定（「第二十九条第八項」を「第二十九条第九項」に改める部分に限る。）及び第十五条第八号の改正規定（「第二十九条第七項」を「第二十九条第八項」に改める部分に限る。）は、平成二十九年七月二十六日から施行する。

大分県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年七月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十四号

大分県会計規則の一部を改正する規則

大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。
第二十三号様式（その二）中

【細節】

細節

を

更正内容

【細節】

公会計

工事番号

資産種別

細節

公会計

工事番号

資産種別

に改める。

資産区分 施設番号

資産区分 施設番号

更正内容

」

第二十九号様式中

【細節】

起票日 年 月 日 を

決裁区分

起票日 年 月 日 を

【細節】

起票日 年 月 日に改める。

公会計

施設番号

決裁区分

施設番号

第二十九号様式の二中

「

支出命令起票日 年 月 日 を

【公会計

支出命令起票日 年 月 日 を

施設番号

支出命令起票日 年 月 日に改める。

【附則

支出日 年 月 日

この規則は、公布の日から施行する。